文化財保存事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市補助金等に関する規則(平成5年豊川市規則第49号。 以下「規則」という。)に定めるもののほか、豊川市内に存する文化財の保護を図 るため、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、愛知県文化財保護条例(昭 和30年愛知県条例第6号)及び豊川市文化財保護条例(昭和53年豊川市条例 第15号)に基づいて、文化財の所有者等が行う文化財保護事業の実施に要する 経費に対し、市の予算の範囲内で交付する文化財保存事業費補助金(以下「補助 金」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び補助対象となる 経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表1のとおりとする。

(補助率)

第3条 補助率は、別表1のとおりとする。

(交付申請書)

- 第4条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、文化財保存事業費補助金交付申請書(様式第1号)とする。
- 2 前項の申請書は、補助対象事業開始前に提出しなければならない。

(軽微な変更)

- 第5条 規則第6条第1号に規定する軽微な変更は、補助目的達成のための弾力的 運用に伴う経費の配分の変更とする。
- 2 規則第6条第3号に規定する軽微な変更は、補助目的を損なわない事業計画の 細部の変更とする。

(決定通知書)

第6条 規則第7条の規定により行う通知は、文化財保存事業費補助金交付決定通 知書(様式第2号)による。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条に規定する市長の定める期日は、前条の通知書を申請者が受領 した日から起算して、10日を経過した日とする。

(実績報告書)

- 第8条 規則第13条に規定する補助事業実績報告書の様式は、文化財保存事業費 補助金実績報告書(様式第3号)とする。
- 2 前項の報告書は、補助対象事業が完了した日から起算して10日を経過した日 又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知書)

第9条 規則第14条の規定により行う通知は、文化財保存事業費補助金確定通知 書(様式第4号)による。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、補助対象事業完了後交付する。ただし、市長は、必要がある と認めたときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することがで きる。

(決定の取消通知書)

第11条 規則第9条第3項及び規則第16条第4項において準用する規則第7条 の規定により行う通知は、文化財保存事業費補助金交付決定取消通知書(様式第5号)による。

附則

この要綱は、平成8年9月17日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。